

「未成年犯罪者」・「不良少年」をめぐる教育的論理の形成

——明治期における感化教育論の言説に関する考察——

生涯教育計画コース 久 井 英 輔

The Birth of Educational Discourses about Juvenile Criminals and Delinquents
—a study on arguments and pedagogy for reformatory schools in the Meiji era—

Eisuke HISAI

ABSTRACT

In this paper, I attempt to describe some features of modernity in the discourse about the education in reformatory schools (*kanka-in*) in the Meiji era. First, the legitimacy of “education”, which was gradually accepted in those days, was reflected on the arguments of the parties concerned in 1880 s, who were in favor of establishment of reformatory schools. In other words, the education in reformatory schools came to be admired as better means of restraining increase in the number of criminals, than the disciplinary punishment in institutions for reprimand (*chojikan*, *Choji-jo*). Second, in the later years of the Meiji era, the authors who argued the education in reformatory schools in detail shared several fundamental approaches to “juvenile delinquents” (*furyo-shonen*): the attention to their growing circumstances, the classification of them, the love toward them in the process of education, and the reference to “family” as an ideal form of life.

目 次

- I章 はじめに –感化教育をめぐる言説を扱う意味–
- II章 明治中期における感化事業必要論の様相

 - A節 制度的変遷の概観
 - B節 「懲戒」への批判と「教育」の強調

- III章 感化教育論の成立と体系化

 - A節 境遇と貧困
 - B節 分類の論理と個別性の強調
 - C節 感化教育における「愛情」
 - D節 理想としての／方法としての「家庭」

- IV章 おわりに

 - 感化教育をめぐる言説の近代性 –

- 付記
- 注・引用文献

I章 はじめに —感化教育をめぐる言説を扱う意味—

戦前期の実践、或いは教育書や教育雑誌を対象にして、教育を覆うさまざまな価値の確立、さらには「教育を語ること」自体の正統性が形成されていく過程については、近年多くの研究が提出され続けている。特に、現在にまで続く「子ども」観が教育言説との関係で形成されてきた過程・様相については、Ph.アリエスの社会史研究などに促されつつ、これまで多く論じられてきた。

その中で筆者が注目するのは、児童保護・福祉という教育と社会政策とが重なり合う領域において、子どもへの社会的関与を意味づけていく価値・思考法がいかにして生成してきたかという問題である。この問題については従来、現代において求められるべき子どもへの関与のあり方を到達点とした上で、「児童の権利」の思想の発展と、それを抑圧する「資本主義・国家主義からの関心」という構図の中で、つまり権利論の範疇で扱われることが多かった。例えば古川孝順は、大正期に成立した

児童保護事業をめぐって「児童の権利」という発想が一般的になっていたことを示しつつ、それが資本主義・階級的限界を克服しきれなかったことを指摘している¹⁾。同様の認識は吉田久一などによっても示されているが²⁾、このような認識は野澤正子のいう、大正期における家父長的・国家主義とつながる子ども観、及び個々の主体として尊重されるべき権利主体としての子ども観、の双方の対抗的関係へとつながるものであろう³⁾。

一方、大正期の児童保護を対象としつつも権利論の発展段階としてではなく、当時の社会における固有の意味として「子ども観」を考察しているのは平塚真樹である。即ち、当時の児童保護事業の成立とは、「個別性」「分類」「科学性」「標準化」といった論理、或いは理念的な「家庭」と子どもの教育との結合の論理が、普通児童を対象にして適用される過程でもあったことを平塚は論じている⁴⁾。また村田恵子はこの平塚の議論を受けつつ、三田谷啓の母親教育論において、子どもに対する関与の「科学性」と「子どもの権利」、子どもに対する「母性」、といった子どもを巡る諸価値が不可分の要素として強調されていったことを論じている⁵⁾。

近代化の過程における子どもへの徹底化された視角の成立を指摘した点で、これらの論考には大きい意義がある。だがそのような子どもへのまなざしは、果して大正期以降を対象として分析されるだけで十分だろうか。確かにこの時期は盛んに児童の「不良化」問題がジャーナリスティックに取り上げられるようになる時期だったが、その問題は決してこの時期に初めて論じられたわけではない。後にⅡ章で述べるように、明治中期には既に未成年犯罪者の急増やその予備軍としての「不良少年」の問題が、刑法犯全体の増加、監獄運営費用・人員の逼迫という事態と関連して論じられていたのであり、大正期の問題はその延長線上にあるという理解も必要となる。また児童保護制度化の過程で拡大する家庭主義も、同時代的要因のみで説明されるわけではなく、理念としての家庭観・家族観の成立は既に明治中期に見られるのである⁶⁾。従って大正期の児童保護の成立以前に、平塚や村田が論じたまなざしの原型或いは成立の契機があつたのではないかと問うことが出来るだろう。

この点を問う上で本論文において対象とするのは、大正期以降の児童保護事業の展開に影響を与えていた、明治期の感化事業である。より詳しくは、明治中期に生まれた感化院必要論、及び明治後期に体系化されてきた具体的な感化教育論の構造を扱いたい。つまり、子どもと教育をめぐって妥当と認識される諸々の価値観の生成の一局面が、不良・犯罪などの社会的危機・逸脱の対立項

として教育が位置づけられる過程の中で進んできたのであり、明治中・後期の感化教育を巡る議論がそのような言説の原型として確認できるのではないか、という点を筆者は指摘していきたい。

感化院とは、刑期を満了したが改善の見られない未成年者やいわゆる「不良少年」を対象とする監獄内の留置施設である懲治場（懲治監）への批判を契機にして、明治20年代に生まれた、教育的処遇を前面に掲げた施設である。感化院は感化法（1900）で公的施設として法制化され、その後の少年教護法（1933）、児童福祉法（1947）の規定にある教護院、現在の児童自立支援施設の原型となった。明治期の感化教育事業・感化教育論の生成に焦点を当ててきた研究はこれまでにも多くあり、通史的まとめの作業も既に幾つかなされている⁷⁾。また、児童の権利と国家の社会秩序への関心という対立構図の観点から当時の思想の意義と限界を指摘した歴史解釈⁸⁾も存在する。近年でも刑事制度研究の分野での考察や、教育史の分野での考察、社会福祉研究における考察などがなされているが⁹⁾、その多くは、個々の制度・実践・思想の成立過程をより詳しく見ることで、その教育的意義を再確認する研究が中心となっている。勿論権利論からの解釈や事実関係の掘り起こしの作業は、重要なものである。だが筆者が問題とするのは、歴史的探求の成果が多く蓄積してきた他方で、感化事業・感化教育論の成立の意味を、現代において自明とされる教育・子どもを巡る諸価値の生成という観点から問う議論が不十分である、という点である。確かに教育の近代性を問いつぶすという視点が人権、人格といった教育を巡る理念そのものを懐疑的に捉えることへの批判¹⁰⁾は真摯に受け止めねばならないが、近代・教育の問いつぶしは教育的な価値・思考法への無批判・無自覚な依拠に対する警鐘になり得るという点で、決して権利論的な視角と両立し得ぬものではないと考えられる。特に本論文での問いは、凡そどの時代でも現代的危機の象徴として論じられてきた少年・少女非行の問題への対応論理の歴史性を改めて問う上での足掛かりの一つともなる¹¹⁾。

このような問題関心から本論文では、「未成年犯罪者」「不良少年」（特に後者）の定義とその処遇の論理の言説構造を、明治中・後期の感化事業関係者の言説から明らかにしていきたい。具体的方法としては、感化教育を論ずる当時の講演記録、雑誌記事・論文、単行本等のテクストを主な検討の対象として考察する。本論文で言及するテクストの扱いについては、その選択の妥当性や史料への踏み込みの浅さ、テクストの書き手・読み手の社会的位置の検討、といった問題を残してはいるが、ま

ずは概括的な枠組を提示する際の素材として、それらを扱っていくこととしたい。

Ⅱ章 明治中期における感化事業必要論の様相

A 節 制度的変遷の概観

まず明治期において感化院の存在がいかにして要請されるようになったか、その背景や制度的変遷を手短に概観したい。明治期の日本において「未成年犯罪者」や「不良少年」に対し懲罰だけでなく教育的処遇を行おうとする発想は、「懲治監」(1881年に懲治場に改称)に関する1872年監獄則の規定に早くも見られる。この規定では“二十歳以下の懲役満期に至り悪心未だ悛らざる者”や、犯罪を犯す恐れのある“平民其子弟の不良を憂ふるもの”などの収監と、彼らに対する授産を中心とした教育が意図されていた¹²⁾。つまり「未成年犯罪者」を犯罪者一般から切り離す発想や、「不良」という概念の萌芽が認められるのである。当初の監獄則においては教育的処遇について“當生の業を勉励せしむ”と記されるのみでその内容は曖昧だったが、1881年の監獄則改正による教育的処遇の具体的規定¹³⁾を皮切りに、懲治場での教育的処遇は法規定としては次第に整備されていった。しかしそのような処遇の「教育化」の進行にも関わらず、懲治場は寧ろ「未成年犯罪者」・「不良少年」の処遇として不十分な制度であると批判を受け続けた。この当時の懲治場批判における制度的・理念的オルターナティヴが、「感化院」だったのである。

欧米における感化院の理念・実践の紹介は既に明治初期からなされているが¹⁴⁾、感化院設立の必要性が官僚や篤志家により本格的に議論されだすのは、1880年代になってからである。1880年10月には内務省官僚・阪部寛による後の感化院の構想に相当する「懲矯院」の設立計画が新聞上で公にされている¹⁵⁾。翌年5月には懲矯院設立委員会が設けられて議論が進められ、それをふまえ同年6月には、阪部寛と読売新聞記者・加藤九郎が「感化院設立願書」を東京府知事に提出している。この計画は財政的理由などにより立ち消えとなるが、その後も官僚だけでなく宗教家など民間の中から感化院設立に向けた議論・実践が多く見られるようになる。1884年の池上雪枝による大阪市での感化院設立を嚆矢として、85年には高瀬真卿の私立予備感化院(後に東京感化院と改称)、86年には千葉感化院、87年に大阪感化保護院、89年には京都感化保護院、岡山感化院が民間感化院として設立されている¹⁶⁾。

民間感化院の設立が進むとともに、それ自身の規模的

な限界の認識と、公立の感化院設置への要望が生じてきた。1891年には全国私立感化院代表者協議会が開催され、公立感化院設置を求める建白が内務・司法大臣へ提出される。その後も千葉感化院を中心とした感化院関係者の請願運動が数年に渡り続いた¹⁷⁾。この公的感化事業制度制定への気運¹⁸⁾は、内務省監獄局獄務課長・小河滋次郎の下での感化法草案作成作業へとつながり、1900年2月の帝国議会での審議開始、3月の公布へと至る。感化法成立当初、これに追随して直ちに感化院建設に着手した道府県は僅かであったが、1908年に感化法が改正され、道府県に対する国庫負担が規定されてから、各地で設置が進むようになる¹⁹⁾。

B 節 「懲戒」への批判と「教育」の強調

このような明治期の感化事業の展開の中で、「未成年犯罪者」・「不良少年」を巡る言説はどのような特徴を有していたのか。まず、感化院設立の主張が顕著になる明治10年代末から明治20年代にかけての論説・講演記録等のテクストを手がかりにしたい。その際注目すべきは、懲治場での教育的処遇が次第に整備される途上にあるにも関わらず、懲治場からの質的転換としての「感化院」が積極的に求められていたという点である。

感化院設立の必要を唱える初期の論の一つに、教会牧師・小崎弘道の1880年の論説文「懲矯院ヲ設ケザル可ラザルノ議」がある。ここで小崎は“懲矯院”(=感化院)の設置が急務である理由として、犯罪の多発による国民の生命・財産の危機を挙げている。そして懲治監(場)における犯罪人(ここでは特に未成年とは限定されていない)に対する処遇が、“老賊宿囚”との雑居による“惡習の感染”という点から批判され、犯罪人のための施設を“懲矯院”へと質的に転換することが求められているのである²⁰⁾。翌年6月の阪部寛・加藤九郎による「感化院設立願書」においては、犯罪を犯した、或いは犯す恐れのある児童という範疇が、“悪少年”という語で表現され、彼らに対しては懲罰ではなく教育が必要である、という論理が提示される。そして、やはり教育の観点から懲治監を否定的に捉え、感化院設立の必要を訴えている。

“私共近來惡少年の多を憂へ有志者共同の資力を以て当府下に感化院と称する場屋を設け其少年を矯正し官府の教督を贊助仕度候処〔……〕惡少年の父兄をして尋常の学校に非ず亦懲治監に非ざる教養薰陶の方法あることを知悉せしめば本院十分の目的を達するの運を得可しと思惟仕候”²¹⁾

また、一等警視補・小野田元熙もヨーロッパの監獄事情を紹介する当時の著書の中で監獄懲治場について次のように批判を展開している。

“抑も懲治の制たる、罪惡の萌芽を芟除し人性の本質に復帰せしむるにあり。故に刑法に於ても命令法を用ひず其情状に依り多少の年月間懲治監に留置することを得との許可法を用ひてせり是に由て之を觀れば懲治監に留置するは刑法の本旨にあらず。蓋し不得止の方略なるべし。然るに現今懲治監の制を見るに多少の區別あるも概ね一監内にあるを以て之を懲治し以て善良に誘導せんとするものは却て姦悪を助長し、不良に浸染し、結局罪惡の伝習に止り、恰も油を注で猛火を極はめんとするに異ならず。”²²⁾

このような一連の議論の方向性は、法学者・堤定次郎の『宗教』誌上の1893年の論説「感化制度設定の必要」に集大成されている。

“蓋し懲治場の作役は、工芸農業を教ふるを目的とし、其他教誨師の説教と言ひ、読書算の教授と言ひ、世の悪少年をして道を聞き芸を習はしむるの方法敢えて備わらざるにあらず、然れども此方法は果して能く其の目的を達し、悪少年の徒をして改善の道に就くを得せしむるか、是れ余輩の疑なき能はざる所なり。[……] 現今懲治の方法は之を外形より強制するの甚だしきに失し、精神上より之を感化するの方法に乏しきものと言わざるを得ず。

[……] 感化院の長所は、感化教師其の人を得るときは、悪少年を率ゆるに精神的方法を以てし、智徳両ながら修め、是をして知らず識らず感化開進せしむるにあり、彼の懲治場の如く御役目一通りの義理を以て職務を行ふものと大に異なり。”²³⁾

このように、犯罪件数増加という社会的危機に対する「予防」の発想は、既に明治初年から存在した懲治場の教育的処遇に感化院を対置し、感化院での教育を“精神的”とより高い位置に価値づける論理として広がっていった。そしてこの中で、単に「未成年犯罪者」の処遇だけでなく、予防的に処遇されるべき「不良少年」ないし「悪少年」という対象がより強調されていくのである。例えば堤の議論では、“全国学齢の児童を支配する”普通教育が基準とされ、そこからの逸脱として“悪少年”的存在が記述される。

“普通教育に至りては、全国学齢の児童を支配するものなれば、其範囲極めて汎し、故に其の制度の国家に及ぼす影響は極めて大なるものなり、[……] 然れども是等児童の外に在りて、庶民教育の力以て之を養成するに足らざる一種の少年有り。此少年や古聖の言以て之を動かすに足らず、粗行暴為、頑固冥闇、或いは以て衆人を害し、或いは以て父母師弟に抗争す、知らず此少年とは何物ぞ、曰く世の悪少年是なり。”²⁴⁾

そもそも懲治場における処遇への批判が生じたことの背景には、維新以降の犯罪者数、特に未成年犯罪者数の増加に対する危惧が挙げられる。1882年における刑法犯の全体数、及び刑事裁判に処せられた20歳未満の犯罪者数はそれぞれ、75,896人、9,016人であったが、5年後の1887年にはそれぞれ116,500人、12,965人、10年後の1892年には186,758人、25,246人と著しい増大傾向にあった²⁵⁾。この現象は監獄運営に要する経費・人員の不足という問題をも引き起こしていた。そしてこの危機感が、懲治場における教育の不十分さを強調する言説を生み出していた。即ち感化院は、社会的危機の言説と教育の言説が交わる地点に生まれた理念の像の一つであった。犯罪の増加、監獄の収容力の限界という危機を解決するために、「懲治場」から新たな教育の装置としての「感化院」へ、という象徴的な転換が叫ばれたのである²⁶⁾。

「不良少年」を析出し、感化院設立の必要を論ずる言説は、「教育」を梃子として懲治場からの少年処遇の飛躍的転換を求めるものであった。それは、社会的危機の「教育」による克服という構図を持った、教育言説の原型とも言うべき論理の生成であり、また犯罪という社会的な不安要因に対し、事後的な対応から予防的な対応へと、求められる措置の論理が推移していく過程でもあった。

Ⅲ章 感化教育論の成立と体系化

A節 境遇と貧困

感化法成立（1900）の前後頃から、留岡幸助の『感化事業之發達』（1897）を嚆矢として、感化院における教育のあり方を詳細・体系的に論じた専門書が出版され始める。従来雑誌などの論説や監獄学の専門書の一部分で簡略に、或いは欧米の制度の紹介の形で論じられるに留まっていた感化教育論が、一つの領域を形成し始めるのである²⁷⁾。このことは、欧米に倣って「感化院設立の

急務」を呼び、感化院という「装置」を取り入れることが第一だった段階から、どのように「不良少年」を定義し、処遇すべきかが、より具体的・実践的に論じられる段階へと、関係者の関心が移行していったことをも示している。この章では、明治30年代から明治末年にかけて著述された感化事業関連の主な単行書を素材として、それらに見られる言説の特徴を記述していくことをしたい。具体的には、留岡幸助、小河滋次郎、伊東思恭、乙竹岩造、上田久吉の五人による著作²⁸⁾を素材として、論じていくこととする。

まず、これらの著作が一様に指摘しているのが、「不良少年」の境遇、特に家庭的なその劣悪さである。例えば川越児童保護学校（川越幼年監）に教師として勤務した経験を基に感化教育論を提示した上田久吉²⁹⁾は、全ての人間にとって“適当な時期に於て適当な教育を、受くべきものといふこと”は、“人道の上”から要求されるものであり、“世に所謂不良少年”は、不幸にしてその人道上の必要を満たされない者だと述べる。そしてそのような少年が、“外界の誘惑に陥るのは寧ろ当然の事”とされる³⁰⁾。

このような少年の劣悪な境遇への着目は、社会の中で生じた貧困にその原因があるという認識、従って不良少年の問題に対しては公共的な立場から取り組まねばならない、とする論理へと接続される。例えば文部省視学官・東京高等師範学校教授であった教育学者・乙竹岩造は“生活の事情と云ふことから致しまして家に貧富の差別を生ずるは固より止むを得ぬこと”³¹⁾と認識しつつ、以下のように述べている。

“元来不良児の取締まり並に之が教育と云ふことは、両親即ち父母たる者が当然為すべき仕事に属するのあります。然るに両親が己が為すべきの義務を為さず、己が尽すべきの仕事を尽くさないことがある所から致して、己むを得ず国家の手を借り社会の助けを要するに至った訳のものでございまして、元來の原則としては、素と素と両親のしなければならない仕事に属するものであります。”³²⁾

内務省官僚・法学博士であり、明治期の行刑改革や感化法成立に力を注いだ代表的人物でもある小河滋次郎も、その著書で「不良少年」の境遇と社会的貧困との関係を論じている。

“余が此に特に貧民救済の必要を唱ふる所以のものは欠乏は直接に彼れを犯罪に導くの原因たるのみならず同時にまた下層社会の境遇を腐敗溷濁ならしむるが為に此に生育する幾多の児童をして或は夭死或は遺棄或は虐待或は羸弱終に境遇の犠牲となって浮浪犯罪等の運命を見るに至らしむるを免れざるをもってなり”³³⁾

「不良少年」の性向を教育的対象として捉える以上、「不良化」の問題をより深部から、原因論的に捉えようとする姿勢は、ある意味で必然的であったと言えよう。それは同時に、そのような境遇を背景とした存在に十分な愛情を与えるべきとする後述の感化教育論の要素とも密接に結びついている。

B節 分類の論理と個別性の強調

第二に注目すべき点は、「不良少年」の実態を詳細に区分し、性格付けする論理の生成である。それは、単に社会的貧困の問題→適切な家庭環境の欠如→少年の不良化という図式を提示するに留まらない、子どもの逸脱へのより徹底した視線の形成であった。

「不良少年」に対する分類を徹底して感化教育論に導入したのは、乙竹岩造の教育学者としての視座である。乙竹は欧米の研究者の所説や、当時子どもの性癖に関する研究で知られた大村仁太郎の所説³⁴⁾に拠って“児童品性上の過癖の重々たるもの”的様々な類型を挙げている。その類型は“我儘”に始まり、“高慢”“強情”“内気”“過敏”“遲鈍”“痴愚”“放心”“粗忽”“無精”“老熟”“好奇の癖”“不規律”“軽躁”“滑稽の癖”“貪慾”“虐待”“嫉妬”と順次列挙・解説されている³⁵⁾。この分類を基に乙竹は、それぞれの“過癖”的類型に対応した教育方法を詳述する³⁶⁾。同書ではまた“児童の気質には大体四種有る”とされ、“多血質”“神經質”“胆液質”“粘液質”に分類されている。乙竹の記述では、“児童品性上の過癖”に関する分類は身体的分類にまで波及しているのである³⁷⁾。

逸脱行動の分類化という要素は、早くから感化事業に関する論考を多数著し、家庭学校の設立によってその後の感化教育史にも大きな足跡を残した留岡幸助の記述においても見いだせる。留岡は不良少年の行動を“虚言”“盜癖”“乱暴残忍”“金銭物品を濫費”“頗る強情”“悪口罵詈”“怠惰”“頗る騒擾”“器物を破壊”“空想に富めり”と列挙し、更にそのような不良行為を，“早熟”と“未熟”や，“神經過敏”“神經普通”“神經愚鈍”という身体・精神発達上の概念を分析軸にすることによって

整理を試みている³⁸⁾。

このような「不良少年」の性向に関する分類の論理は、彼らをどのように処遇すべきかという問題と密接に関わっている。即ち、感化院での少年処遇を「分類」に基づかせる必要の強調である。例えば横浜監獄の教諭師、後に愛知感化院長を勤めた伊東思恭は、「収容児童の分類は、感化上最緊要中の一事にして、若し濫りに混合収容を為す時は種々の弊害隨て起るべし」³⁹⁾と注意を促し、「既に懲治場に入りたる事ある者と他の者」、「不良の程度最甚しき者と軽き者」、「十歳前後の者と十五六歳前後の者」、「全く一丁字をも知らざる者と他の者」、といった分類が、感化院での処遇にとって不可欠であることを論じている⁴⁰⁾。このような「分類」は、詳細な類型の格子の上に、逸脱者としての子ども一人一人を定位させ、その完全な教育的処遇を目指そうとする試みでもあった。伊東の「洞察的炯眼」という主張にもそのことがよく現れている。

「感化院の職員は、先づ児童を個人的に、其性質、慣習、境遇、短処、長処等を恰も掌を指すが如く明かに洞察する炯眼を具えざるべからず、[……]吾人は各児童を個人的に知悉するに非ずんばその欠点を改めしめ、其非行を防止すること能はざるべく、又其長処を拡大せしめ、其良き側を発達せしむる能はず、又賞罰を厳正に執行すること能はざるなり。」⁴¹⁾

このように感化教育論においては、処遇される児童を標準からの逸脱として詳細に分類するとともに、個別的に定義する過程を徹底させる、科学性ないしは「知」が展開されていくのである。

C節 感化教育における「愛情」

感化教育論に関して第三に注目すべきは、これらの「不良化」した子どもに対してなされる「教育」が、教育者の愛情と不可分に結びついて論じられるという点である。留岡幸助『家庭学校』では、キリスト教の信仰と「教育」「愛」とが本源的に結びつけられた概念として論じられている。

「我が校の精神若くは生命と称するべきものは基督なり。語を換へて之を言へば基督は愛なり、故に家庭学校は愛を以て生命となす。我が国における感化院を見るに、高き墙壁を以て其の周囲を囲ひ、且つ其の門扉に看守人を置き、而して在院者の逃亡を防が

んとするものあり。勿論感化教育に於て甚だ困難を感じるは生徒の逃亡なり。故に其逃亡を恐るゝは当然なりと雖、看守人を置きて之が為に立番せしめ、墙壁を回らして之を防ぐが如きは、教育上策の得たるものにあらず。教育に於て重んずべきは信任にあり。生徒教師を信任し、教師生徒を任せざるべきは愛なり。」⁴²⁾

教育者の中の有すべき教育的な熱意・愛情の強調は、キリスト者であった留岡に限られたものではなかった。伊東思恭と上田久吉の著作にもそれぞれ次のような記述が見られる。

「如何にして不良児童の精神を感化すべき歎、また如何にして彼等の精神に企望を与え得べき歎、余は言はんと欲す、「唯真心よりする同情の涙あるのみ、換言せば実の父母らしき意志あるのみ、仏陀の意志の如く唯慈悲あるのみ」と。[……]彼等にして如是真心より尽くしつゝあるを見ば、如何なる不良児童なりと雖何ぞ感謝の涙を催さざる者あらんや、何ぞ其の厚意に心服せざる者あらんや、是感化上最有効なる者なり、乍然彼等をして己れを馴れ侮るに至らしめざる様殊に注意することを要す。」⁴³⁾

「[ワーズワース、ルソー、スペンサーをひいて子どもの性善説・性悪説を説いた後で]之と同時に「こども」は皆、保護せられ、教育せらるべきものたることを自覚すると共に保護の不行届、教育の怠慢等が如何に恐るべき結果を人類に及ぼすものであるかと云ふことを発見するであります。要之、「こども」といふことはこどもに最も親密なる教育者のみが知りうる特権を有って居るといふべきであります。」⁴⁴⁾

このように、この時期の感化教育論は、「不良少年」自体の定義に留まらず、その処遇の論理として、「同情」「親密さ」を有する教育者という価値をも提示していったのである。

D節 理想としての／方法としての「家庭」

以上に論じた感化教育論の幾つかの要素、特に愛情の論理、境遇への注目の要素は、より具体的な感化院運営の方法論のレベルでは、「家庭主義（家族主義）」⁴⁵⁾の是非を巡る議論と係わっている。本来教育・愛情が最も注

がるべき家庭という場を感化院にて再現すべきか否かという問題が、明治後期における感化教育論の争点の一つになっていたのである。大きく分けるならば、留岡幸助や伊東思恭は家庭主義を推進する立場、小河滋次郎や上田久吉は家庭主義を基本的に批判する立場にあった。例えばルソー、ペスタロッチの影響を受けた留岡の家庭主義は、その理想主義的感化教育論の大きな特色となっている。

“感化院をして整然その秩序を保ち、道義的靈火を裡に磅礴せしめんと欲せば、院制に代ふるに、家族制度を用いるを以て最上の策とす。仮りに三百の少年入院するとせば、一家族凡そ三十人として之を十家族に別ち、忠実温厚なる家族長、族母、補助族母、教師を置き、各家族独立の生活をなし、院児をして道徳の実践を旨とせしめ且つ出来得る限り和氣靄然たる家族中に教育し、教師の実行一に生徒の模範たるを得るに於ては、蓋しその成功期せずして至らんのみ。”¹⁶

“少年子弟が悪化する原因より一にして足らずと雖、その十中八九までは、家庭悪しきか、然からざれば全然家庭を有せざるに在るや明らかなる事実なり。彼等をして其の如くならしめたるの原因果たして此の点にありとせば、彼等を善良なる市民に改善せんと欲するも、亦家庭的空気の中に於て教育するの大切なるは言を俟たず。[……] 家庭の道徳的中心力は、此の主婦が生徒の上に注ぐところの温然たる慈愛の情是なり。此の愛情在りて子女は生育すべく、家族は和楽すべし。仮令家屋ありと雖、愛なくば家庭と称すべからず。母ありと雖愛なくば家庭たる可らず。”¹⁷

一方、この遭遇における家庭主義を非現実的として基本的には退ける立場も少なくなかった。例えば、特別幼年監である川越児童保護学校での経験を基に、現実の実行可能性の観点から家庭主義の限界を主張していた上田久吉は次のように述べる。

“私は切に、各地方の感化院設立者が、似而非なる家庭制度を採用するの前に當つて、尚ほ深く、實地の利害損得を、研究せられんことを、望みます。家庭制度は、第一に、実行上の困難があり、第二に、多大の経費を要するの損あり、第三に、学校全体の管理上、少なからざる障礙を、引起するものなるとを忘

れではなりません。”¹⁸

この批判は、小河滋次郎の主張とも共通している。小河は感化教育施行の方法として“家族感化法”（“家族主義”）と“集合的感化法”（“院内主義”）とに大別しているが、“単に理想としては殆ど間然する所なしと雖も之を実行することの甚だ困難なるものあるを免れず”、“家族感化法其れ自身としては少くも必ずしも比較的最良最適の方法として認むべきものに非ざることを知るべきなり”¹⁹として、否定的な評価を下している。

但し、これらの論の対立は、必ずしも「家庭」における教育の重要性という価値基準自体をめぐる対立ではなかった。小河にても上田にても、一般的な制度としての実行可能性の面から、家庭主義に否定的な議論を開いていたのである。すでに見たように、小河や上田も、児童の生育環境、境遇に注目することで、「家庭における教育」の理想性を高める言説としての性格を有していたのであり、その点では寧ろ留岡の議論と同一平面上にあった。実際の制度運用の点での感化教育論の対立は、「不良少年」の遭遇に対するより基本的な前提を、むしろ強化していく働きを有していたと捉えられるのである。

V章 おわりに —感化教育をめぐる言説の近代性—

明治中期において興隆した感化院設立必要論は、「未成年犯罪者」から「不良少年」へ、という議論の焦点の移行をあらわすものであり、また、明治後期の感化教育論における「境遇」への注目、「分類」と「個別性」の重視、教育における「愛情」の強調、という言説の諸要素は、最も手厚く、綿密に感化・教育・保護すべき「不良少年」への注目の高まり、という点において結びついていた。以上のような「知」の形成過程は、単に公権力が社会秩序安定のために教育の論理を援用したという図式に留まるものではない。寧ろ宗教家など民間から感化事業を立ち上げた人々も大きい推進力となり、法制化・事業化が進められ、感化教育論が形成されてきた点を見逃してはならない。

これらの要素は、近代化の過程における教育言説の生成という問題枠組みの中で重要な位置づけを有する。第一に明治20年代における懲治場批判論・感化院要望論は、具体的な制度の議論であっただけでなく、「懲戒」に代わる「教育」の名による少年遭遇の必要が象徴的に叫ばれ、その言説が感化院の必要と結びついた論理で

(指導教官 鈴木眞理助教授)

付記

本論文では便宜のため、漢字の旧字体は新字体に、片仮名表記は平仮名表記（但し書籍・論文の題名は原表記通り）に改めた。また、濁点が省略されている箇所も適宜補った。

注・参考文献

- 1) 古川孝順『子どもの権利－イギリス・アメリカ・日本の福祉政策史から－』有斐閣、1982年、pp.244-248.
- 2) 吉田久一『現代社会事業史研究（吉田久一著作集3）』川島書店、1990年、p.60.
- 3) 野澤正子「子どもの権利と子ども論－子どもの権利条約の子ども観、養育觀を中心として－」『社会問題研究（大阪府立大学）』第41巻、第1・2合併号、1991年、pp.173-190 pp.179-181.
- 4) 平塚眞樹「日本における子ども『保護』の制度化と『子どもの権利』（上・下）」『社会労働研究』第39巻、第2・3合併号、1993年；第40巻、第3・4合併号、1994年 pp.409-417；pp.396-403.
- 5) 村田恵子「三田谷啓における母親教育の構想」『日本の教育史学』第40集、1997年、pp.188-205. 但し村田はこれらの一元化された諸価値が、家庭での養育への公的援助、国家統制への方向付けにもなったと指摘している。同論文、p.202.
- 6) 山本敏子「日本における〈近代家族〉の誕生－明治期ジャーナリズムにおける『一家團欒』像の形成を手がかりに－」『日本の教育史学』第34巻、1991年。)
- 7) 矯正協会〔編〕『少年矯正の近代的展開』矯正協会、1984年；重松一義『少年懲戒教育史』第一法規出版、1976年など。
- 8) 例えば古川孝順は小河滋次郎の感化教育論を例に挙げ、彼による児童の養育への国家干渉の主張について、親権を幼者の利益に従属させるという意味で画期的な意味を持ったが、それはあくまで社会秩序の維持が目的であり権利主体としての児童という関心は見られない、と指摘している。古川、前掲書、pp.226-228.
- 9) 刑事制度研究の分野では田中亜紀子「明治三十三年感化法に関する一考察－未成年犯罪者から不良少年の処遇へ－」『阪大法学』Vol.48, No.6, 1992年、pp.113-141；鷗谷宗泰「少年矯正・感化論の黎明－明治期における少年処遇論の原点－」『犯罪と非行』No.111, 1997年、pp.23-46；安形静男「明治保護思潮の形成－感化保護事業への息吹を探る－」『犯罪と非行』No.94, 1994年、pp.137-164)など。また教育史や社会福祉史研究の分野では、近年では特に留岡幸助と家庭学校に関する詳細な研究が多く挙げられる。小林仁美「感化教育・教護教育史における留岡幸助と家庭学校の意義」『日本の教育史学』第33集、1990年、pp.53-69；土井洋一『家庭学校の同行者たち』大空社、1993年；田澤薰『留岡幸助と感化教育－思想と実践－』勁草書房、1999年など。
- 10) 堀尾輝久『子どもを見直す－子ども観の歴史と現在－』岩波書店、1984年、pp.29-30.
- 11) そのような観点からアメリカの少年保護政策理念を論じたものとして徳岡秀雄『少年司法政策の社会学－アメリカ少年保護変遷史－』東京大学出版会、1993年が興味深い。
- 12) 「監獄則並監獄則図式 興造第十条 懲治監」（重松、前掲

あった⁵⁰⁾。それは明治期から大正期にかけてのいわゆる“教育の抽象化”と“適用範囲の拡大”的過程の一例となる言説でもある⁵¹⁾。懲戒の対象に属していた未成年の逸脱者が、社会的危機・予防という論理を通じて、次第に教育の対象としての「不良少年」という定義を付与されていったことは、「教育」の適用される領域が通常の学校の範疇から次第に拡大し、社会全体の各場面に浸透していく過程の一局面であったと捉えられる。

第二に、明治後期の感化教育論の成立とは、「不良少年」という逸脱者に対する緻密な「知」の形態を作りだし、社会にとって根底的に制御可能な存在にしようとする働きであった。本論文で論じた感化教育を巡る論理の特徴は、M. フーコーが欧米の行刑制度を素材にして論じた“法律違反者”から“非行者”への対象の変化を示すものである⁵²⁾。つまり、未成年の犯罪に対する関心は、不良行為自体の問題性に対する直接的関心だけでなく、そのような行為を起こす「不良少年」という存在への関心という形態をとっていく。その上で、境遇への注目と分類の重視は、フーコーのいう“生活史的なもの”への着目であるとも言える⁵³⁾。すなわち、“非行者”による犯罪の情況だけでなく、その犯罪の原因を“素質”“社会的位置”“教育”的見地において観察しようとする認識、矯正しようとする技術への着目として、「不良少年」の境遇や分類という観点が採用されていったのである。また、留岡らの言説の中に見いだされた、いわばルソー的教育と愛情の論理は、近代における規格的・正常な主体化への実践として、教育する者に身体的にコード化されていく性質を有するものとして捉えられる⁵⁴⁾。即ち、「子どもの個々に対する愛情」を帯びた教育の強調が、異常・逸脱に対置されるべき概念として近代において象徴的・抽象的な価値を帯びていく契機の一つに、感化教育論は位置していたのである。そして、この感化教育論の諸要素の全体像はいわば“規格化（正常化）のさまざまなテクノロジー”⁵⁵⁾の言説、即ち「主体」というコードを前提としつつ非行的人間という「非主体」を特定・対象化し、そうした「非主体」を主体化しようとする言説であった。

まとめれば、子どもをめぐる「愛情」や「家庭」「分類」といった価値観・思考法の正統性、さらには「教育」自体の正統性が、不良・犯罪などの社会的危機・逸脱の対立項として成立していく過程において、感化教育を巡る議論は起爆剤としての重要な役割の一翼を担っていたと考えられるのである。そしてその「知」は大正期以降の児童保護事業においても、より対象範囲を拡大する形で受け継がれていたのである。

- 書、p.118の引用による。)
- 13) 1881年改正監獄則94条では、“懲治人には毎日三、四時間読書　習字算術度量図画等の科目中に就き之を教ふべきものとす”と、教育内容が初めて明記されている
 - 14) 1869年にはイギリスの industrial school (授産学校) や reformatory school (感化院・感化学校) が雑誌の論説で紹介されている。詳細については、安形、前掲論文、pp.138-139。
 - 15) 『東京日々新聞』10月11日、1880年。
 - 16) 民間感化院は1898年までに7つ、1899年～1911年に14新たに設立されている。生江孝之『社会事業要覧』巖松堂、1926年、p.454。但し、大阪、京都の両感化保護院の当初の活動の実態は、成人の出獄囚を対象とする出獄人保護会としての活動が主であった。
 - 17) 千葉感化院を中心とした私立感化院の公立感化院設立の誓願は、1893年6月（貴族院・衆議院両議長宛）、94年5月（貴族院・衆議院両議長宛）、同年8月（内務・司法両大臣宛）、95年3月（内務・司法両大臣宛）、97年2月（貴族院議長宛）にそれぞれ提出されている。大友惟誠〔編〕『成田学園五十年史』成田学園、1936年、pp.107-123。
 - 18) なお、懲治場における請願懲治の制度が1889年に廃止されたことも、感化院の法制化を求める声の高まりの一因となっていた。
 - 19) 国公立の感化院は、1899年～1907年に3つ、1908年～1911年に22新たに設立された。
 - 20) 小崎弘道「懲矯院ヲ設ケザル可ラザルノ議」『六合雑誌』第3号、1880年 pp.133-134。
 - 21) 『朝野新聞』9月11日、1881年。
 - 22) 小野田元熙『泰西監獄問答録』大日本監獄協会、1889年、付録第3章、pp.22-23。
 - 23) 堤定次郎「感化制度設定の必要」『宗教』第4号、1893年 pp.165-166。
 - 24) 同上、pp.163-164。
 - 25) 未成年犯罪者数は小河滋次郎『未成年犯罪者ノ遭遇 完』恵愛堂、1903年、pp.37-38、刑法犯全体数は日本統計協会『日本長期統計総覧 第5巻』1988年、p.386の記述による。
 - 26) この感化院設立の主張には、治安整備としての監獄改良が一国の文明の程度を示すという、条約改正を強く意識した対外的なアピールの側面もあったことを留意せねばならない。斎藤薫「感化法成立の経緯」『お茶の水女子大学人間文化研究年報』第17号、1993年 p.223。
 - 27) 「保護教育」「刑事制度の改良」という観点からの上田久吉や小河滋次郎の議論でも幼年監等と共に感化院が大きく扱われており、彼らの著作を感化教育論の専門書と見なしても差し支えないだろう。
 - 28) これらの論者の感化教育論については、嶋谷宗泰が簡単な比較分析を行っている。嶋谷、前掲論文を参照。
 - 29) 上田自身は一貫して、未成年犯罪者や不良少年を「保護少年」、彼等への教育を「保護教育」と呼称している。
 - 30) 上田久吉『保護教育』宝文館、1911年、pp.15-17。
 - 31) 乙竹岩造『不良児教育法』日黒書店、1910年、p.14。
 - 32) 同上、p.7。
 - 33) 小河滋次郎『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』東京帝国大学博士論文、1903年（『小河滋次郎監獄学集成』第3巻、五山堂書店、1989年、第12章、p.35。）
 - 34) 大村仁太郎『児童矯弊論』精華書院、1900年。この著書では全編にわたって、“児童の瑕疵”についての36の類型が順次記述されている。
 - 35) 乙竹、前掲書、pp.39-75。
 - 36) 同上、pp.490-507。
 - 37) 同上、pp.473-481。
 - 38) 留岡幸助『家庭学校』警醒社書店、1901年（同志社大学人文
- 科学研究所編、『留岡幸助著作集』第1巻、同朋舎、1978年、pp.588-590。)
- 39) 伊東『感化術』東京書院、1906年、p.15。
 - 40) 同上、pp.15-16。
 - 41) 同上、pp.63-64。
 - 42) 留岡、前掲書（『留岡幸助著作集』第1巻、p.587。）
 - 43) 伊東、前掲書、pp.61-62。
 - 44) 上田、前掲書、p.33。
 - 45) 感化院生を小集団に分けて小規模の家屋に分配し、仮父母となる職員を置いて家庭生活に近い形で処遇を行う方式で、既に東京感化院、千葉感化院等でも採用されていた。
 - 46) 留岡『感化事業之発達』（『留岡幸助著作集』第1巻、p.170。）
 - 47) 留岡『家庭学校』（『留岡幸助著作集』第1巻、pp.581-582。）
 - 48) 上田、前掲書、p.50。
 - 49) 小河『未成年犯罪者ノ遭遇完』pp.199-200。
 - 50) 「懲戒」から「教育」へ、或いは「懲戒」の「教育化」という明治期の過程は、感化事業に限らず、籍法（1871）・旧刑法（1880）・明治民法（1898）の親の懲戒権に関する規定の中にも見いだされる。広井多鶴子「親の懲戒権の歴史－近代日本における懲戒権の『教育化』過程－」『教育学研究』第63巻、第2号、1996年、pp.11-20。）
 - 51) 森重雄「モダニティとしての教育－批判的教育社会学のためのブリコラージュ－」（『東京大学教育学部紀要』第27巻、1987年、pp.91-115）pp.108-109。
 - 52) Foucault, M., 『監獄の誕生－監視と处罚－』[Surveiller et Punir: naissance de la prison, Paris: Gallimard, 1975] 田村俊一〔訳〕、新潮社、1977年、p.248。
 - 53) 同上、p.249。
 - 54) 田中智志「教育を解読する思想史－なぜ教育的であるべきなのか－」（『近代教育フォーラム』第2号、1993年）p.107。
 - 55) Dreyfus, H. L. & Rabinow, P., 『ミシェル・フーコー－構造主義と解釈学を超えて－』[Michel Foucault: beyond structuralism and hermeneutics, 2nd ed. Chicago: University of Chicago Press, 1983] 山形頼洋・鷲田清一他〔訳〕、筑摩書房、1996年、p.268。